

平成 18 年 10 月 27 日
企業会計基準委員会

実務対応報告第 22 号

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当 面の取扱い」の公表

公表にあたって

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 104 号）により、一定の場合に政府が厚生年金基金に対し交付金を支払うこととされたことから、当該交付金に関する母体企業（事業主）の会計処理について検討してまいりました。

今般、平成 18 年 10 月 24 日の第 115 回企業会計基準委員会において、標記の実務対応報告（以下「本実務対応報告」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本実務対応報告につきましては、平成 18 年 3 月 16 日に公開草案を公表し、広くコメントの募集を行った後、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

本実務対応報告の概要

■ 目 的

本実務対応報告は、「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 104 号）により、一定の場合に政府が厚生年金基金に対して支払うこととなる交付金に関する母体企業（事業主）の会計処理を早期に明らかにするものである。

当該交付金に関する会計処理の検討にあたり、まず、厚生年金基金制度に対する「退職給付に係る会計基準」（以下「退職給付会計基準」という。）の適用を見直すべきではないかという意見もあった（本実務対応報告「(参考) 検討にあたって」参照）が、このような意見については、なお検討を要すると考えられることから、本実務対応報告では、議論の要点を示すに止め、現行の退職給付会計基準に則して当面必要と考えられる実務上の取扱いを示すこととした。

■ 交付金の会計処理（Q2 参照）

厚生年金基金が政府（厚生年金本体）から受け取ることとなった交付金は、交付される都度、退職給付費用から控除する。

■ 交付金の開示（Q3 参照）

受け取ることとなった交付金の額を、退職給付費用の内訳のその他（退職給付会計基準六 2(2)⑥。この点については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 8 条の 13 第 1 項第 3 号も参照のこと。）として記載する。

■ 適用時期

本実務対応報告は、公表日以後適用する。

以 上